岡工技第２６４号

一般競争入札（条件付）の実施

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第１項の規定により，次のとおり一般競争入札（条件付）を実施する。

令和８年１１月１２日

岡山県工業技術センター所長　窪田　真一郎

１　入札に付する事項

（１）業務名

令和８年度岡山県工業技術センター特殊ガス設備保守点検業務

（２）契約期間

契約締結の日から令和９年３月１２日まで

（３）履行場所

岡山市北区芳賀５３０１　岡山県工業技術センター

２　入札に参加する者に必要な資格

入札の公告日から落札者が決定する日までの間，次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

（１）岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

（２）入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「７機械設備等保守点検」，小分類が「６その他」であり，格付区分がＡ又はＢであること。

（３）入札参加資格者名簿に登載された所在地が岡山県内であること。

（４）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当する者でないこと。

（５）岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

（６）岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

（７）岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

（８）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

３　契約条項を示す場所

〒７０１－１２９６
岡山市北区芳賀５３０１
岡山県工業技術センター総務課
電話番号　　０８６－２８６－９６００
ファックス番号　０８６－２８６－９６３０

4　入札手続等

（1）入札説明書及び入札参加資格確認申請書の配布の期間及び場所

ア　配布期間　令和８年１１月１２日から令和８年１１月２６日まで（閉庁日を除く）の午前９時から午後５時まで

イ　配布場所　３の契約条項を示す場所に同じ

なお、岡山県工業技術センターホームページ(https://www.pref.okayama.jp/site/kougi/)からダウンロードすることもできる。

（2）入札参加資格確認申請書の提出の期間，場所及び方法

ア　提出期間　令和８年１１月１２日から令和８年１１月２６日まで（閉庁日を除く）の午前９時から午後５時まで

イ　提出場所　３の契約条項を示す場所に同じ

ウ　提出方法　持参又は郵送等（一般書留、簡易書留等、配達の記録が確認できる方法による提出に限る。）

（3）仕様書の閲覧及び配布の期間及び場所

ア　閲覧及び配布の期間　令和８年１１月１２日から令和８年１１月２６日まで(閉庁日を除く）の午前９時から午後５時まで

イ　閲覧及び配布の場所　３の契約条項を示す場所に同じ。

なお、岡山県工業技術センターホームページ(https://www.pref.okayama.jp/site/kougi/)からダウンロードすることもできる。

（4）入札参加資格要件の審査

入札参加資格確認申請書を提出した者について，上記２の事項について審査し，不適合と認められる者に対しては，その旨を通知する。この通知を受けた者は，この入札に参加することができない。

なお入札参加資格がない旨の通知を受け取った者は，当該通知を受け取った日の翌日から起算して７日以内に，下記（５）ウのあて先に，ファックスにより，入札参加資格がないとされた理由の説明を求める書面を提出することができる。

（5）仕様書に対する質問の受付

ア　受付期間　令和８年１１月１２日から令和８年１１月２６日まで（閉庁日を除く）の午前９時から午後５時まで

イ　方法　「仕様書に関する質問・回答書」をファックスにより提出すること。

ウ　あて先　岡山県工業技術センター総務課

ファックス番号　０８６－２８６－９６３０

5　入札の日時，場所等

（1）日時　令和８年１２月７日（月）　午前１０時

（2）場所　岡山市北区芳賀５３０１

岡山県工業技術センター　技術交流室

（3）提出方法　持参（郵送又は電送による入札は認めない。）

（4）その他

ア　代理人による入札

入札に際し，代理人により入札を行う場合は，契約を締結する権限を有する者からの委任状を持参し，提出すること。

イ　入札書の記載方法

落札者の決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので，入札者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積

もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

6　その他

（1）入札保証金

見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上とする。ただし，岡山県財務規則第 133 条各号のいずれかに該当する場合は，減免する。

（2）入札の無効

この公告に規定する入札参加資格のない者のした入札，申請書類等に虚偽の記載をした者のした入札，岡山県財務規則第 140 条各号に掲げる入札は，無効とする。

（3）契約書の作成の要否

要

（4）落札者の決定方法

岡山県財務規則第 137 条第 1 項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（5）契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし，岡山県財務規則第 155 条各号のいずれかに該当する場合は，減免する。

（6）その他

詳細は，入札説明書による。